

財産の取得について

旧県立藤沢北高等学校跡地の土地を次のとおり取得する。

2013年（平成25年）2月18日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

- 1 取得する財産
藤沢市天神町二丁目6番1ほか9筆の土地
17,953.85平方メートル
- 2 契約の相手方
藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市土地開発公社
理事長 伊勢田 実
- 3 取得価格
698,296,115円
- 4 取得時期
2013年（平成25年）3月29日

提案理由

旧県立藤沢北高等学校跡地の土地を公共用地として活用するため、財産の取得をしたいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により，議会の議決に付さなければならぬ
い財産の取得又は処分は，予定価格20,000,000円以上の不動産若しくは動
産の買入れ若しくは売渡し（土地については，1件5,000平方メートル以上の
ものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売渡しとする。